



千葉県公安委員会告示第3号

道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年1月7日

千葉県公安委員会



記

1 聴聞の期日

令和8年1月29日 午後2時開始

2 聴聞の場所

千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号  
千葉県警察本部1階聴聞室